

全難聴発第 19-004 号

2019 年 7 月 5 日

総務大臣 石田 真敏 様

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事長 新谷 久友

## 中途失聴・難聴者の参政権に関する要望書

日頃中途失聴・難聴者の福祉向上、情報アクセシビリティの向上にご理解ご尽力いただき誠にありがとうございます。

第 25 回参議院議員通常選挙が 7 月 4 日公示され、7 月 21 日投開票となりました。

参院選が実施されるにあたり、中途失聴・難聴者の参政権保障のため、以下の通り要望いたします。

### 記

#### 1. 放送事業者の字幕付与努力を促してください

今回の参議院議員選挙は、昨年の公職選挙法改正を受けて初めての選挙です。従来は公選法上、選挙区選挙に字幕・手話が付けられず、視覚情報が頼りの聴覚障害者には政見放送の内容が理解できませんでした。今回の選挙から各政党で自主制作した、いわゆる「持ち込みビデオ」方式による字幕および手話の付与が可能になりましたこと、私どもの要望に応えていただけたものと、お礼申し上げます。

また、昨年の法改正にあたっての付帯決議「参議院選挙区選出議員選挙のスタジオ録画方式による政見放送における字幕付与の導入に向け、放送事業者と連携して課題の克服に向けた検討を行い、その実現に努めること」を受けた放送事業者の字幕付与努力を促してください。

#### 2. 要約筆記者について

2016 年 6 月 19 日に施行された改正公職選挙法で、第一百四十三条第一項の規定による選挙運動のために使用する要約筆記のために使用する者に、報酬支払いを解禁することが盛り込まれています。聞こえにくい方の政治参加のために、すでに手話通訳が認められていましたが、改選公選法で、手話のわからない聴覚障害者へも演説会等の内容が要約筆記によって伝えることが可能になったこと、大きな進展であると考えています。

しかし、私たちの知る権利はまだ整備の途上です。今回の選挙を通じて、要約筆記について周知徹底を進め、必要とされる全国民が活用できるように関係機関に働きかけをお願いします。

#### 3. 候補者の演説等での要約筆記者の身分について

公職選挙法により「選挙運動に従事する者のうち、専ら要約筆記のために使用する者」には「報

酬を支払うことができる」とされていますが、要約筆記者は選挙運動に従事する者ではありません。聴覚障害者を含む国民一人一人の権利擁護の観点から、通訳サービスの提供を受けることは権利として保障されるべきです。手話通訳事業、要約筆記事業は2000年から社会福祉法の第2種社会福祉事業に明記されており、専門職としてとらえられています。

要約筆記者は特定の候補者の支持をするものではなく、選挙の公正・中立を保障し、参政権を確立するための通訳業務を行います。

要約筆記者の社会的信用を担保するためにも要約筆記者を「選挙運動に従事する者」から外してください。

#### 4. ネット選挙解禁を聴覚障害者の参政権保障につなげてください

現行の公職選挙法では、街頭演説会等に字幕や手話通訳、要約筆記といった情報保障手段が部分的にしか認められていません。2013年の公選法改正で、屋内での全体投影が可能になりましたが、まだ十分に知られていません。屋外でも候補者側が話した内容を、ネットでテキストデータや手話等で配信可能なことが知られていません。

電話のできない聴覚障害者の投票依頼については、支援者からメールやファクシミリで投票依頼することは禁じられていますが、公選法改正で、SNS（LINEやTwitter、Facebookの連絡機能等）を使用することが可能になっています。聴覚障害者の側からは違いが非常にわかりにくく、ネットの積極的な利用を躊躇してしまいます。

ネット選挙解禁が聴覚障害者の参政権保障のために有効な面があることを、政党や候補者、当事者を含め、広く社会全体に周知してください。

以上